

長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化工事仕様
書

(長野市ケーブルテレビ光化工事)

(標準仕様書)

長野市総務部情報システム課

令和6年2月

1 一般共通事項

1.1 件名

長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化工事

1.2 基本事項

本仕様書は長野市が発注する「長野市戸隠・鬼無里情報通信施設光化工事」（以下「本工事」という）に適用する。

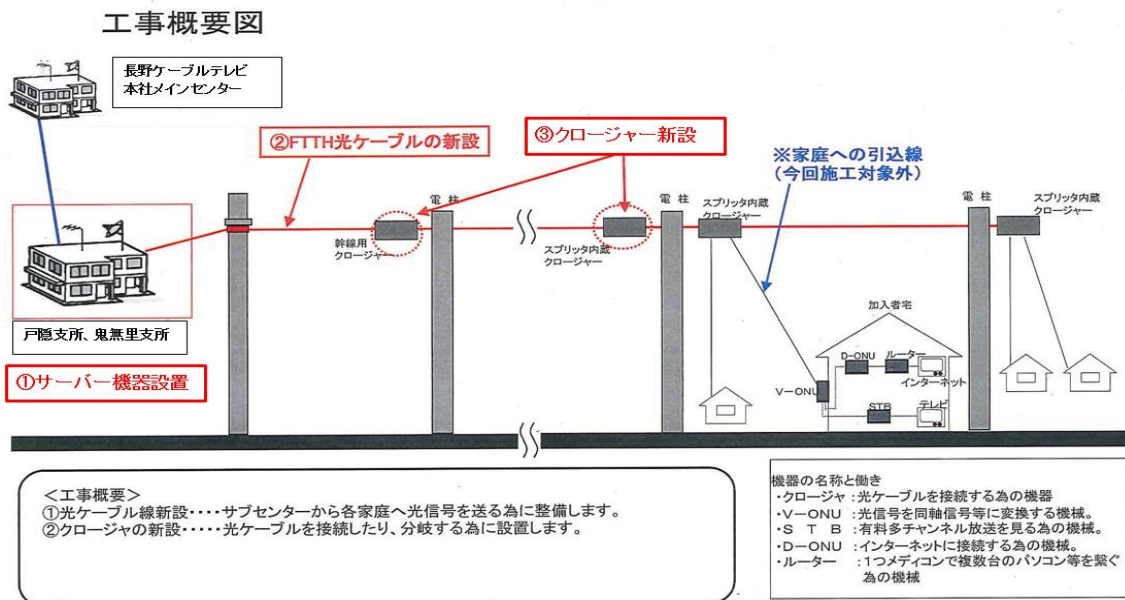
本仕様書に定めのない事項は、特記仕様書によるものとする。

1.3 業務目的及び概要

本市は戸隠、鬼無里地区での情報通信基盤施設として整備した情報通信施設（伝送路含む）でケーブルテレビ、インターネット、音声告知放送サービスを提供している。

本工事では両地区全域を対象に同軸ケーブル（HFC）方式から光ケーブル（FTTH）方式に更改を行うことで当該地区の日常のみならず災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を目的とする。

また、戸隠、鬼無里の各支所は、対象エリアへ信号を配信する拠点（サブセンター）であり本工事に併せて設備等も光化対応機器に更新するものとする。



1.4 施設概要

長野県長野市 戸隠支所、鬼無里支所既設 HFC エリア全域

【HFCエリア概要】（令和 5. 4. 1 時点）

- (1) カバー世帯数 約 2,021 世帯
- (2) 加入世帯数 約 1,744 世帯

(3) 伝送路設備 約 284,099m

(4) 共架柱本数 約 5,000 本

(5) HFC センター局舎施設 3カ所

I N C 本社センター、サブセンター（戸隠支所、鬼無里支所）

1.5 工事場所、範囲

本工事の施工範囲は設備の製作、運搬、据付、配線、接続、調整、試験等の全般とし、本市の指示を受け、これを施工する。

また、本工事に必要な諸官庁への諸手続、施工に伴う関係箇所への連絡及び打合せを含むものとする。

加入者宅への引込み工事、既設線の撤去は本工事に含まない。

(1) センター設備

株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ本社内
（各情報通信サーバ機器設置）

(2) サブセンター設備

戸隠支所、鬼無里支所内（各情報通信サーバ機器設置）

(3) 伝送路設備

既設 HFC 施設に FTTH 用光ケーブル新設

（戸隠地区伝送路 128,041m、鬼無里地区伝送路 73,569m）

FTTH 光ケーブル接続用クロージャー及び加入用クロージャー設置

（設計端子数 4,752 端子）

なお、本工事には共架に関する申請業務、設計業務、加入者向け引込及び既設 H F C 設備の撤去は含まないものとする。ただし、共架申請漏れがあり本業務に著しい支障がある場合は、協議の上、申請書の作成などの手続きは、本事業の範囲とする。

また、本工事は、国の補助金を活用する予定であるため、補助金関係書類の作成及び支援も本業務に含むものとする。

なお、これらに関わる費用等は、本工事に含むものとする。

1.6 工期

契約締結日（令和 6 年 3 月頃を想定）から令和 6 年 3 月 31 日

ただし、本工事は、議会の議決を要するため、それまでは仮契約とする。

また、議決をもって 7 年度繰越のうえ、工期末は、令和 7 年 2 月 14 日とする予定。

1.7 スケジュール

以下を予定するが、詳細は打合せで決定するものとする。なお、本工事の期間中、定例会を行い、工程等を管理、報告、協議できるようにすることとする。

なお、本スケジュールは、議会の議決を前提とする。

ア) ケーブル敷設	2024年4月～2025年1月
イ) 各種申請業務	別業務委託で対応（2023年度、下記注記）
ウ) HE完工	2025年1月末
エ) 完成図書類納品	2025年2月中旬
エ) 工事検査	2025年2月下旬

注記 申請業務（別委託業務）

申請書：2023年度 順次許可受領予定

a) 共架、添架申請及び完了申請

・中部電力 順次許可予定

・NTT 順次許可予定

b) 道路・河川 占用申請許可受領予定

1.8 着手前提出書類

受注者は契約後、速やかに、次の書類を提出すること。

- (1) 事業着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 機器・部材仕様書
- (4) 実施計画書
- (5) 施工体制表

1.9 成果品の納品

成果品は、製本2部及び電子データ（CD又はDVD）1部とする。

なお、本工事は、国の補助金を活用する予定であるため、完成図書・完成写真等を速やかに提出するとともに完了後の補助金完了書類の作成及び支援をすること。なお、本資料の作成等にかかる経費は本事業費に含むものとする。

(1) 業務完了届

(2) 工事完成図書

ア 機器に関する図書（構成表、外観図、性能表 等）

イ 竣工図面

事業実施に関する詳細図、配線詳細図、機器配置図 等

ウ 事業実施に関する写真

・資材納入時や工事写真（施工前、施工後等）

・各種写真撮影の際は、補助金用に必要な表示を入れて撮影すること

エ 事業実施に関する各種測定記録、試験成績書

（製品出荷時の試験データ、現地測定・監督員が別途定める測定データ）

オ 機器等の取扱い説明書、操作説明書

(3) その他、監督員が指示する資料等

- ・例として打合せ議事録、協議記録、施工完了の状態での修正箇所がわかる図面（修正理由は事前協議）

1.10 成果品の帰属

本業務で作成される成果品等はすべて発注者に帰属するものとする。

1.11 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

1.12 個人情報の保護

受注者は、本事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野市条例第43号）の規定及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

1.13 再委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、以下の業務とする。
 - ・発注者との打ち合わせ業務
 - ・計画準備（業務計画書作成等）
 - ・工程業務（作成、管理業務）
 - ・その他受注者が指示する業務
- (3) 受注者は、前3項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

1.14 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

1.15 損害賠償と保証

受注者は本業務遂行にあたり、第三者に損害を与えた場合は速やかに発注者に報告するものとし、受注者の責任において処理を行うものとする。

本工事の設備の保証期間は、工事完成引渡日より起算して1年とし、故障などにより期待される機能を果たさない場合には、無償で速やかに機能を回復すること。ただし、人災・天災や使用の不手際による故障・障害については除く。また、受注者の責任以外と説明・証明できる場合にはついては、本市と別途協議の上決定する。無償期間中には、緊急度に応じた対応を実施すること。

1.16 疑義

(1) 受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、その指示を受けること。

(2) 本仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者とで協議の上、決定すること。

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受注者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務または廃棄義務)

第7 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還または廃棄しなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。